

タイトル：2023 年度 教育セミナー（第 19 回）

日時：2023 年 9 月 21 日（木）～24 日（日）

場所：東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 3 階大会議室（303）

「イスラーム国家体系再論：サファヴィー帝国の視点から」

近藤 信彰(AA 研)

これまでの研究経歴を振り返りつつ、現在取り組んでいるテーマの一つ、イスラーム国家体系について論じた。国際政治史や国際法史においては、1648 年以降ヨーロッパで徐々に形成されている主権国家体系と異なるものとして、イスラーム国家体系（国際体系）の存在が想定されている。日本では 1989 年に出版された『講座国際政治』において具体的に示されているが、近年では欧米でもこうした見方が現れている。イスラーム圏がこれらの分野において考察の対象となったことは喜ばしいが、その内実については実証的な研究が存在しなかった。研究の中心はダール・アル=イスラームとダール・アル=ハルブのようなイスラーム法の規定やオスマン帝国がヨーロッパ諸国に与えたアフドナーメ（カピチュレーション）に集中してきた。しかし、主権国家体系がまずヨーロッパ内の国家間関係に基づくものであり、イスラーム法やアフドナーメがイスラーム圏における諸国家の関係を規定しない以上、並べて論じることができないことは明らかである。本セミナーは、サファヴィー帝国の視点からイスラーム圏の諸国家間の関係を規定する要素を明らかにしようとしたものである。

さまざまな同時代文献に基づいて検討していくなかで、イスラームが戦争や和平の際に参照されるものの、その用い方は状況依存的なことが明らかとなった。戦争の際にはジハードを掲げるが、和約の際にはクルアーンの章句を引用しながら、それが永続することを誓うという形である。一方、年代記者は、国際関係でどうふるまうべきか明確な考えを持っており、それをペルシア語やテュルク語で「決まり」や「規則」と呼んでいた。また、君主のあるべき姿を論じる倫理学書が、外交使節のあり方についても説明しているが、ここでは相手方の宗教の違いを前提としていることがわかった。

これらのことから、当時の諸国間関係は必ずしもイスラーム特殊なものではなく、ヨーロッパのそれとも連続したものとして考えられる。最後に、「イスラーム国家体系」という説明が特に必要となるのは、19 世紀に入ってヨーロッパ基準の「国際社会」が成立してからであり、そのむき出しの力関係に基づいたあり方が、今日の国際関係のいびつな形にも反映しているのではないか、という問題提起を行った。